

国民健康保険の加入、喪失手続きをお願いします

毎年、4月は転入、転出または会社に入社、退社されることなどが多くあります。

国民健康保険への加入や喪失(やめる)は、自動的にはできませんので各自にて届け出が必要です。

健康保険の資格に変更がありましたら、14日以内に市役所保険年金課へ届け出てください。(届け出が遅れますと保険給付できない場合がありますのでご注意ください)



国民健康保険の手続き

こんなとき		手続きに必要なもの
加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめたことの証明書 (※)
	他市町村から転入したとき	(※)
	子どもが生まれたとき	
やめるとき	職場の健康保険に加入したとき	保険証、職場の健康保険の保険証 (※)
	他市町村へ転出するとき	保険証 (※)
	死亡したとき	保険証、葬儀の領収書、喪主の振込口座(葬祭費支給のため) (※)
その他	市内転居したとき	保険証 (※)
	氏名・世帯主が変わったとき	
	被保険者証を紛失したとき	(※)

(※) 国民健康保険の各種届出書や申請書にマイナンバーを記入していただく必要があります。上記の「手続きに必要なもの」のほかに、**マイナンバーカードまたは通知カードと、運転免許証などの本人確認ができる書類をお持ちください。**

高額療養費の手続き

高額療養費とは、1カ月に支払った医療費の自己負担分が限度額を超えたとき、その差額が支給される制度です。(70歳未満の方と70歳以上の方では、限度額や条件が異なります。また、加入している保険によって申請方法が変わります)

弥富市国民健康保険の被保険者で高額療養費に該当となる方には、2～3カ月後に市役所保険年金課から高額療養費の申請書が送られます。申請時には、医療機関の領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

☎ 市役所保険年金課(内線 122・123)

国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度のご案内 ～学生の方へ～

国民年金は20歳以上であれば、学生も加入、国民年金保険料を納付しなければなりません。しかしご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

* 日本年金機構から学生納付特例申請のハガキが届いている方は、ハガキによる申請をお願いします。

* 申請の審査結果は、日本年金機構から本人に通知されます。

対象者

前年所得が128万円以下である20歳以上の学生
(大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する学生など)
* 各種学校その他の教育施設については、個別に定められています。

必要書類

- ・基礎年金番号(年金手帳、国民年金保険料納付書など)またはマイナンバー(注)
- ・学生証または在学証明書(在学証明書は原本が必要です)
- ・退職(失業)し学生になった場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証

(注)マイナンバーにより申請を行う場合は以下の書類が必須です。

- ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類(通知カードまたはマイナンバーの表示がある住民票)
- ・身元確認書類(運転免許証、パスポート、在留カードなど)

申請期間

- ・20歳以上の学生である期間のうち、過去期間は申請時点の2年1カ月前から(すでに保険料を納付した月を除く)将来期間は年度末まで申請できます。
- ・1枚の申請書につき1年度分(4月から翌年3月まで)の申請となります。過去の年度分も申請する場合は、申請年度毎の申請書の提出をお願いします。

受付開始期間

令和4年度分の申請は、4月1日(金)より受け付けを開始します。

申請先

- ・市役所保険年金課、十四山支所または中村年金事務所国民年金課



<追納のご案内>

学生納付特例制度は、保険料の納付義務を猶予するためのものです。将来受け取る年金額を増額させるためにも、追納をお勧めします。

- ①免除が承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。(カラ期間として扱われます)
- ②10年間に限り追納することができます。(追納した期間は保険料納付済み期間として年金額に反映されます)
- ③学生納付特例を受けた3年度目以降追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。
- ④追納保険料には、口座振替はご利用できません。追納には申し込みが必要です。詳細につきましては、年金事務所へお問い合わせください。

☎ 中村年金事務所 国民年金課 (名古屋市中村区太閤1-19-46)

☎ (052)453-7200 自動音声案内「2」を押した後、もう一度「2」を押してください。
市役所保険年金課(内線 125)